

## 特定化学物質健康診断項目

### 1. ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

① 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

#### 四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

② 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

2. ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
- (1) 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
  - (2) 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

3. ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）  
(2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

<p>① 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。</p> <p>なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><b>四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）</b></p><p>「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。</p></div> <p>② 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。</p> <p>また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。</p> <p>③ 「赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、当該化学物質による溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等の血液学的異常を把握するための検査であること。</p> <p>なお、これらの症状は急性のものであることから、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。</p> <p style="text-align: right;">（令和2年3月4日基発 0304 第3号）</p>
---

4. ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

① 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

② 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

5. アルファーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）  
(2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

① 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）

①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

② 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

③ 「赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、当該化学物質による溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等の血液学的異常を把握するための検査であること。

なお、これらの症状は急性のものであることから、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

## 6. 塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査
- (2) 赤血球数等の赤血球系の血液検査
- (3) 白血球数の検査
- (4) 肝機能検査

### 2〔塩素化ビフェニル等関係〕

第2号の「赤血球数等」の「等」には、血色素値ヘマトクリット値があること。

なお、オルトーフタロジニトリル、三酸化砒素および弗化水素関係についても同様であること。

7. オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

① 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

② 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

8. ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

①「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

②「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

## 9. ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 胸部理学的検査
- (3) 肺換気機能検査
- (4) 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚貼布試験又はヘマトクリット値の測定

**10. ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査（血液像を含む。）、リンパ節の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査

11. アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 末梢神経に関する神経学的検査

12. アクリロニトリル（これをその重量の 1 %を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、  
又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査
- (2) 血漿コリンエステラーゼ活性値の測定
- (3) 肝機能検査

13. アルキル水銀化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査
- (2) 血液中及び尿中の水銀の量の測定
- (3) 視野狭窄の有無の検査
- (4) 聴力の検査
- (5) 知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経学的検査
- (6) 神経学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査

1 [アルキル水銀化合物関係]

第2号の「水銀量の測定」にあたっては、尿中の水銀量が低い値であっても毛髪中の水銀量が著しく高い値を示すこともあるので、毛髪中の水銀量についてあわせて行なうことが望ましいこと。

**14. インジウム化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。）、血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。</li><li>(2) 「血清サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液化学検査」は、肺の間質性変化及び気腫性変化を把握するための検査をいうこと。</li><li>(3) 「肺機能検査」は、スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による肺換気機能検査、動脈血ガスを分析する検査並びに一酸化炭素による拡散能力検査等をいうこと。</li></ul> |
|--|

（平成24年10月26日基発1026第6号雇児発1026第2号）

**15. エチルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査

**16. エチレンイミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 骨髄性細胞の算定
- (3) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査

**17. 塩化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 肝又は脾の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）及びクンケル反応（ZTT）の検査
- (3) 医師が必要と認める場合は、ジアノグリーン法（ICG）の検査、血清乳酸脱水素酵素（LDH）の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経学的検査

**18. 塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査
- (2) 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査
- (3) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査

19. オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

① 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

② 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のもので硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

20. オルトートルイジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

(7) 別表第4(いわゆる「二次健康診断」)関係

①「作業条件の調査」は、労働者のオルトートルイジンへのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

②「膀胱鏡検査」と「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、いずれも尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものであり、硬性のものであるところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影(CT)があること。

③「赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、オルトートルイジンによる溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等の血液学的異常を把握するための検査であること。

なお、これらの症状は急性のものであることから、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

(イ)「医師が必要と認める場合」に行う検査の実施の要否の判断について

オルトートルイジンについては、一次健康診断及び二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査を規定したが、それぞれの検査の実施の要否は、次により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。

①一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査

(略)

②二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査

一次健康診断の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の要否を判断すること。

(平成28年11月30日基発1130第4号)

**21. オルトーフタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）  
を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査
- (2) 赤血球数等の赤血球系の血液検査
- (3) てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査
- (4) 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定

22. カドミウム又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、尿中のカドミウムの量の測定、尿中のアルファ1—ミクログロブリンの量若しくはN—アセチルグルコサミニターゼの量の測定、腎機能検査、胸部エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査又は喀痰の細胞診

(3) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査

① 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

② 「腎機能検査」は、カドミウムによる腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。

③ 「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査又は喀痰の細胞診」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、肺がん等を評価する検査であること。

また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。

④ 「肺換気機能検査」は、呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合に行う、呼吸器系の障害（腫瘍等）を把握するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

**23. クロム酸及びその塩（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

24. クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は  
取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチ  
ツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GP  
T）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査を除く。）又は  
腎機能検査

(1) 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）  
と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

(2) 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。

(3) 「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(4) 「腎機能検査」は、特別有機溶剤による腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

25. クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）  
を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

**26. 五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、  
又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査
- (2) 視力の検査
- (3) 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査
- (4) 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定

**27. コバルト又はその無機化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 尿中のコバルトの量の測定
- (3) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験

コバルトについては、ヒトに対する発がん性のおそれや呼吸器障害、皮膚症状等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、コバルト等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「作業条件の簡易な調査」、「作業条件の調査」、「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査」及び「肺機能検査」については、インジウム化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。

（平成24年10月26日基発1026第6号雇児発1026第2号）

**28. コールタール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は  
取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

**29. 酸化プロピレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

(1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

(2) 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査

- ① 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。
- ② 「上気道の病理学的検査」は、鼻腔がん等の上気道の悪性腫瘍を考慮した検査であること。
- ③ 「耳鼻科学的検査」は、鼻腔等の視診により検査するものであること。

（平成23年2月4日基発0204第4号）

30. 三酸化ニアンチモン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

(7) 特化則別表第4（いわゆる「二次健康診断」）関係

- ① 「作業条件の調査」は、労働者の三酸化ニアンチモンへのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ② 「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、呼吸器系の障害（腫瘍等）を把握するための検査であること。  
また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。

(イ) 「医師が必要と認める場合」に行う検査の実施の要否の判断について

三酸化ニアンチモンについては、一次健康診断及び二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査を規定したが、それぞれの検査の実施の要否は、次により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。

- ① 一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査  
(略)

- ② 二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査

一次健康診断の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の要否を判断すること。

(平成29年5月19日基発0519第6号)

**31. 四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマグルタミルトランスぺプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査を除く。）又は腎機能検査

(1) 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

(2) 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。

(3) 「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(4) 「腎機能検査」は、特別有機溶剤による腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(5) 「CA19—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査」は、四塩化炭素、1, 2—ジクロロエタン又はトリクロロエチレンによる肝胆道系がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

(6) 「腹部の超音波検査等の画像検査」は、四塩化炭素、1, 2—ジクロロエタンによる肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、核磁気共鳴画像検査（MRI）、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。

（平成29年3月6日基発0306第5号）

32. 1・4—ジオキサン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査を除く。）又は腎機能検査

(1) 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ウ)①）と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ウ)①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

(2) 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。

(3) 「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(4) 「腎機能検査」は、特別有機溶剤による腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

33. 1・2—ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査を除く。）又は腎機能検査

(1) 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

(2) 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。

(3) 「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(4) 「腎機能検査」は、特別有機溶剤による腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(5) 「CA19—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査」は、四塩化炭素、1, 2—ジクロロエタン又はトリクロロエチレンによる肝胆道系がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

(6) 「腹部の超音波検査等の画像検査」は、四塩化炭素、1, 2—ジクロロエタンによる肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、核磁気共鳴画像検査（MRI）、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

34. 3・3' —ジクロロ—4・4' —ジアミノジフェニルメタン (MOCA) (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
- (2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

(7) 別表第4(いわゆる「二次健康診断」)関係

- ①「作業条件の調査」は、労働者のMOCAへのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

なお、本項目は、改正省令により、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限ることとしたものであること。

- ②「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。

なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影(CT)があること。

さらに、本項目は、改正省令により追加した項目であること。

- ③「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、呼吸器系の障害(腫瘍等)を把握するための検査であること。

また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影(CT)による検査等をいうこと。

(イ) 「医師が必要と認める場合」に行う検査項目の実施の要否の判断について

MOCAに係る特殊健康診断の項目については、一次健康診断及び二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査項目を規定したが、それぞれの検査項目の実施の要否は、次により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。

- ①一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査項目

一次健康診断における必須項目(業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査等)の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査項目の実施の要否を判断すること。

- ②二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査項目

一次健康診断の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該

検査項目の実施の要否を判断すること。

(平成 29 年 3 月 6 日基発 0306 第 5 号)

35. 1・2—ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査（赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

①「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

②「腹部の超音波による検査等の画像検査」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。

③「CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

④「赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査」は、1, 2—ジクロロプロパンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。

なお、「赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

（平成25年8月27日基発0827第6号）

36. ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

- ① 「作業条件の検査」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等（(ア)⑥）項目と同様であること。
- ② 「腹部の超音波検査等の画像検査」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。
- ③ 「CA19-9等の腫瘍マーカーの検査」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- ④ 「血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定」は、ジクロロメタンによるばく露状況を評価するための検査であること。

（平成26年9月24日基発0924第6号雇発0924第7号）

37. ジメチル—2・2—ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 肝機能検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (4) 白血球数及び白血球分画の検査
- (5) 神経学的検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

- ① 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。  
なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ② 「肝機能検査」は、DDVPによる肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。  
なお、「肝機能検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ③ 「白血球数及び白血球分画の検査」は、白血病等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- ④ 「神経学的検査」は、DDVPによる神経系の異常を評価するための検査であること。なお、「神経学的検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

（平成26年9月24日基発0924第6号雇発0924第7号）

38. 1・1—ジメチルヒドラジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）  
を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 肝機能検査

39. 臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査

#### 40. 重クロム酸及びその塩を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

41. 水銀又はその無機化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査
- (2) 神経学的検査
- (3) 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣検鏡の検査

「神経医学的検査」には、上肢落下試験、閉眼片足立ち試験、指一指試験、病的反射の有無の検査、眼振の有無の検査および言語障害の有無の検査があること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

42. スチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、血液像その他の血液に関する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査を除く。）、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査

(1) 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

(2) 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。

(3) 「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(4) 「血液像その他の血液に関する精密検査」は、スチレン又はトリクロロエチレンによる造血器がんを評価する検査であること。

(5) 「~~CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査~~」は、~~四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン又はトリクロロエチレンによる肝胆道系がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。~~

(6) 「特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、スチレン又はトリクロロエチレンによる造血器がんを評価する検査であること。

また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいい、「核磁気共鳴画像診断装置による画像検査」はMRIによる検査等をいうこと。

(7) 「聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査」は、スチレンによる聴力の異常を評価するための検査であること。

(8) 「色覚検査等の眼科学的検査」は、スチレンによる色覚の異常を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

43. 1・1・2・2—テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、神経学的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマ—グルタミルトランスぺプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査を除く。）

(1) 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ウ)①）と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ウ)①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

(2) 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。

(3) 「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(4) 「白血球数及び白血球分画の検査」は、白血病等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

(5) 「赤血球数等の赤血球系の血液検査」は、1, 1, 2, 2—テトラクロロエタンによる血液学的異常を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

44. テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査を除く。）又は腎機能検査

(1) 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ウ)①）と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ウ)①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

(2) 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。

(3) 「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(4) 「腎機能検査」は、特別有機溶剤による腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。

(5) 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、テトラクロロエチレンによる尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

(6) 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、テトラクロロエチレンによる尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

45. トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

- (2) 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、血液像その他の血液に関する精密検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンオキサロアセチルトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビツトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマグルタミルトランスぺプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査を除く。）、腎機能検査、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査

- (1) 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ウ)①）と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ウ)①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

- (2) 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。
- (3) 「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。
- (4) 「腎機能検査」は、特別有機溶剤による腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。
- (5) 「白血球数及び白血球分画の検査」は、白血病等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- (6) 「血液像その他の血液に関する精密検査」は、スチレン又はトリクロロエチレンによる造血器がんを評価する検査であること。
- (7) 「CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査」は、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン又はトリクロロエチレンによる肝胆道系がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- (8) 「特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、スチレン又はトリクロロエチレンによる造血器がんを評価する検査であること。

また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいい、「核磁気共鳴画像診断装置による画像検査」はMRIによる検査等をいうこと。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

46. トリレンジイソシアネート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）

を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査
- (2) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査
- (3) 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査

47. ナフタレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査（尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

- ①「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ②「尿中のヘモグロビンの有無の検査」は、溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ③「尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定」は、ナフタレンによるばく露状況を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ④「赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査」は、ナフタレンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

（平成27年9月30日基発0930第9号）

48. ニッケル化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、皮膚貼布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔の耳鼻科学的検査

- ① 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者及び衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。
- ② 「尿中のニッケルの量の測定」は、当該労働者のばく露レベルを評価するためのものであること。
- ③ 「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査」及び「喀痰の細胞診」は、肺がんを考慮した検査であること。なお、「特殊なエックス線撮影による検査」とは、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいうこと。
- ④ 「皮膚貼布試験」、「皮膚の病理学的検査」及び「血液免疫学的検査」は、感作性皮膚炎を考慮した検査であること。
- ⑤ 「腎尿細管機能検査」は、腎毒性を考慮したものであり、尿中の $\beta 2$ -マイクログロブリンの検査によるものであること。
- ⑥ 「鼻腔の耳鼻科学的検査」は、鼻腔がん並びに鼻腔内炎症及び鼻中隔欠損を考慮したものであり、鼻腔の視診により検査するものであること。

(平成20年11月26日基発第1126001号)

**49. ニッケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 肺換気機能検査
- (3) 胸部理学的検査
- (4) 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定

**50. ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、  
又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査
- (2) 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定
- (3) 心電図検査
- (4) 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査（薬物によるものを除く。）、肝機能検査又は循環機能検査

51. パラージメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

① 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

② 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のもので硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

52. パラーニトロクロルベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）  
を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査
- (2) 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイツ小体の有無等の赤血球系の血液検査
- (3) 尿中の潜血検査
- (4) 肝機能検査
- (5) 神経学的検査
- (6) 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリン若しくはパラアミノフェノールの量の測定又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定

53. 砒素又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒素化合物（砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。）の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

① 「作業条件の簡易な調査」及び「作業条件の調査」については、ニッケル化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。

「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者及び衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

② 肝機能障害を考慮した検査については、改正省令による改正前の特化則における三酸化砒素等に係る特殊健康診断の項目であった「尿中のウロビリノーゲンの検査」は行わず、二次健康診断（特化則第39条第3項の医師が必要と認める者について行う健康診断をいう。）の「肝機能検査」で対応することとしたこと。

③ 「尿中の砒素化合物（砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。）の量の測定」は、食事由来の砒素化合物による影響を排除するため、測定の対象を砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限定するとともに、改正省令による改正前の特化則における三酸化砒素等に係る特殊健康診断の項目であった「毛髪中の砒素の量の測定」は行わないものとしたこと。

なお、測定に当たっては、尿中の砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸の合計の量を測定すれば足りるものであること。

（平成20年11月26日基発第1126001号）

54. 弗化水素（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査
- (2) 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査
- (3) 赤血球数等の赤血球系の血液検査
- (4) 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定

2〔塩素化ビフェニル等関係〕

第2号の「赤血球数等」の「等」には、血色素搬ヘマトクリット値があること。

なお、オルトーフタロジニトリル、三酸化砒素および弗化水素関係についても同様であること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

55. ベータープロピオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）  
を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

**56. ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
- (2) 血液像その他の血液に関する精密検査
- (3) 神経学的検査

57. ペンタクロルフエノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査
- (2) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査
- (3) 肝機能検査
- (4) 白血球数の検査
- (5) 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフエノールの量の測定

58. マゼンタ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

①「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

②「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

59. マンガン又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査

(3) パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査

(4) 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定

60. メチルイソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、神経学的検査又は腎機能検査

(1) 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

(2) 「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。

(3) 「腎機能検査」は、特別有機溶剤による腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

61. 沃化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経学的検査

62. 溶接ヒューム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 作業条件の調査
- (2) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査
- (3) パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査
- (4) 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定

別表第3及び別表第4関係

ア 別表第3第62号及び別表第4第51号に規定する業務に係る健康

診断は、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、医師による特殊健康診断を行うことを義務付ける趣旨であること。

イ 別表第3第62号及び別表第4第51号に規定する健康診断の項目は、マンガン及びその化合物に係る健康診断の項目と基本的に同一であること。

ウ 金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法（昭和35年法律第30号）に基づくじん肺健康診断が義務付けられていることに留意すること。なお、同法の解釈（昭和53年4月28日付け基発第250号）では、「常時粉じん作業に従事する」とは、労働者が業務の常態として粉じん作業に従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではないと示されていること。当該健康診断と同様、特化則に基づく健康診断に係る対象者についても、作業頻度のみならず、個々の作業内容や取扱量等を踏まえて個別に判断する必要があること。

**63. リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務**

- (1) 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液生化学検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

① 「作業条件の調査」については、ナフタレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（(ア)の⑦）と同様であること。

**ナフタレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（(ア)の⑦）**

「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ② 「特殊なエックス線撮影による検査」は、CT（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。
- ③ 「血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の検査若しくは血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液生化学検査」は、肺がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- ④ 「喀痰の細胞診又は気管支鏡検査」は、肺がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

（平成27年9月30日基発0930第9号）

64. 硫化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査

65. 硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は  
取り扱う業務

(1) 作業条件の調査

(2) 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査

(3) 医師が必要と認める場合は、腎機能検査又は肺換気機能検査

66. 4—アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のために製造し、又は使用する業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査

①「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

②「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

③「赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、当該化学物質による溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等の血液学的異常を把握するための検査であること。

なお、これらの症状は急性のものであることから、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

67. 4—ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のために製造し、又は使用する業務

(1) 作業条件の調査

(2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査

① 「作業条件の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

**四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ウ）①）**

「作業条件の調査」は、労働者の四アルキル鉛へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

② 「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

③ 「赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、当該化学物質による溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等の血液学的異常を把握するための検査であること。

なお、これらの症状は急性のものであることから、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）